

〈指定区域の変更〉

都市計画法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域及び条例で定める環境の保全上支障がある予定建築物等の用途

【福知山市：五位坂】

目次

- (1) 指定区域の指定事項を記載した図書
- (2) 指定区域の位置図
- (3) 指定区域の区域図
- (4) 知事が必要と認める図書

令和4年4月1日指定

〈 指定区域の変更 〉

【 福知山市：五位坂 】

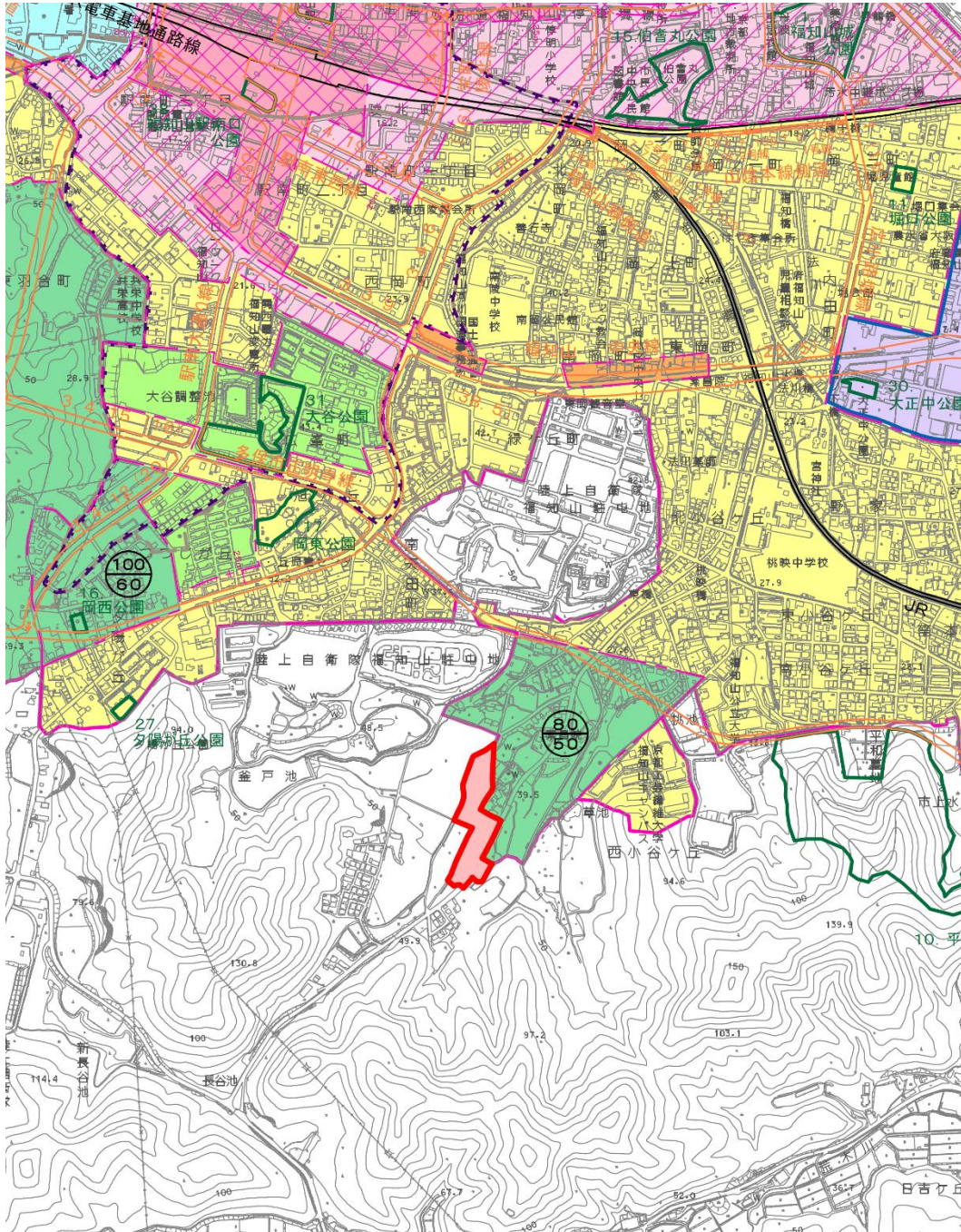
(1) 指定区域の指定事項を記載した図書

番号	指定区域の 名称	指定区域の土地の区域	環境の保全上支障 がある予定建築物 等の用途
福－３－２	五位坂	福知山字堀の一部ほか (指定区域の位置図及び区 域図のとおり)	建築基準法別表第 ２(い)項に掲げる 建築物の用途以外 の用途

〈指定区域の変更〉

【福知山市：五位坂】

(2) 指定区域の位置図



凡例：  土地の区域

〈指定区域の変更〉

【福知山市：五位坂】

(3) 指定区域の区域図



凡例：  土地の区域

〈指定区域の変更〉

【福知山市：五位坂】

（４）知事が必要と認める図書

変更理由

五位坂は、市街化区域に隣接しており、地区のほとんどが隣接市街化区域と同一の小学校区及び中学校区であるなど、一体的な日常生活圏を構成しており、上下水道が整備済みで、地区内の住宅地及び未利用地のほとんどが建築行為を許容する幅員以上の道路に接していることから、一定の開発行為を許容しても新たな公共投資を必要とせず、都市計画区域の計画的な市街化に支障が無いと判断し、一定の開発行為を許容するとともに、無秩序な市街地の拡大を抑制し、都市計画区域の健全な土地利用を図るとして、平成２６年８月５日に都市計画法第３４条１１号に規定する条例で指定する土地の区域に指定された区域である。

この度、頻発、激甚化する自然災害に対応するため、都市計画法施行令が令和２年１１月２７日に改正され、条例で指定する土地の区域に含めてはならないとされた「土砂災害警戒区域」を既指定の区域から除外した。